

岡山県立笠岡高等学校 いじめ防止基本方針(令和8年度)

いじめに関する現状と課題

- ・言動が軽率な生徒による悪口やからかい（インターネットを通じて行われるものを含む）など、個人間での軽微なトラブルは存在し、それが将来的に集団的で悪質ないじめに発展する可能性は否定できない。現在は学年団・クラス担任と保健室・教育相談室などを軸とした教育相談的な対応を行っているが、学校をあげた横断的な体制づくりや取組を行うとともに、従来の人権教育教員研修や教育相談教員研修にいじめ問題と関係の深い内容を加え、教職員の意識や認識の高揚を図る必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ対策委員会を中心とした学校全体での横断的、組織的取り組みで、実効のないいじめ問題の解決を図る。
 - ・いじめの早期発見のための、生徒の実態を把握し、教職員間での情報共有を徹底する。
 - ・いじめの未然防止のため、いじめに関する生徒・保護者・教職員に対する啓発活動を進め、互いに支え合う学校風土を培う。
- 〈重点となる取組〉
- ・教育相談室、特別支援教育委員会と連携し、教育相談係会議、いじめ対策委員会で定期的な情報交換を行い、学年や分掌を越えて生徒の状況を把握する。
 - ・いじめアンケート、心理検査アセスを実施し、結果を分析・共有する。
 - ・生徒面談、教育相談室・スクールカウンセラーによる相談、学校医による「こころの健康相談」、スクールソーシャルワーカーによる支援等の相談体制を有効に利用する。
 - ・人権教育委員会、道徳教育委員会、教育相談室、特別支援教育委員会等と連携し、講演会やLHR、体験活動等の取り組みで生徒保護者の啓発を図る。
 - ・人権教育委員会、教育相談室、特別支援教育委員会、道徳教育委員会等と連携し、いじめ問題に対する教職員のスキルや能力を高める研修を行う。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関との連携
<p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針を学校のホームページに掲載するとともに、PTA総会で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。また、保護者懇談会などでいじめ等に関する話題を提示し、早期発見や意識高揚に努める。 ・生徒の学校外生活に関する地域からの情報を分析し、適切に対応する。状況によっては地域の方々の懇談の機会を設け、いじめの早期発見に努める。 ・保護者に向け、いじめ問題や情報モラルに関する講演会、人権教育映画の視聴会への参加を積極的に呼びかける。 ・「教育相談だより」に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。 	<p style="text-align: center;">いじめ対策委員会</p> <p>〈対策委員会の役割〉 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめ問題の相談窓口および対応</p> <p>〈委員会の開催時期〉 原則として各期1回。問題が生じた場合は随時</p> <p>〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉 委員会後の職員会議、朝礼等で伝達</p> <p>〈構成メンバー〉 校長、教頭、生徒課長、教育相談室長、各年次主任、各年次相談係、養護教諭 状況に応じて、スクールカウンセラーやPTA役員などの外部委員を置く</p> <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>	<p>〈連携機関名〉 ・県教育委員会</p> <p>〈連携の内容〉 ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフの派遣</p> <p>〈学校側の窓口〉 ・教頭</p> <p>〈連携機関名〉 ・笠岡警察署および笠岡市青少年育成センター</p> <p>〈連携の内容〉 ・定期的な情報交換、連絡会議の開催</p> <p>〈学校側の窓口〉 ・生徒課長</p>

学校が実施する取組

① い じ め の 防 止	<p>(生徒への啓発活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の諸活動や各種集会での講話などに関連して、他者を尊重する精神を育む。学校行事等を通じて集団で協調して目標達成を目指すことにより、校内における良好な人間関係をつくれるよう指導する。また、訴える力の育成や互いに支え合う風土を培い、いじめ問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう道徳教育等の充実を図る。 <p>(教員の研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談教員研修会や人権教育教員研修会を通じて、いじめのない校内環境づくりに必要なスキルや能力を高める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報」の授業や講演会等を通じて、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけさせる。
② 早 期 発 見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年に3回のアンケート、心理検査(アセス)、生徒面談等を通して、よりの確かな実態把握に努め、早期発見を目指す。 ・STANDBYを導入し、スマホ等を介していじめ等の早期発見、早期対応を行う。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則月1回のスクールカウンセラーによる教育相談の実施を生徒や保護者に周知し、気軽に積極的な活用を促す。 <p>(校内および各家庭との情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談係会議を週1回開き、生徒およびその周囲の状況に関する情報を詳細に把握し、状況に応じていじめ対策委員会や職員会議にて報告し、組織的対応を図る。また、家庭との連絡を密にし、いじめの兆候と思われる事例があれば適切に対応する。
③ い じ め へ の 対 処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発見・通報・報告を受けた教職員は、情報を抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に情報を報告する。 <p>(いじめへの組織的な対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。いじめにより「重大事態」が生じた(疑いがある)場合、すぐに教育委員会に報告を行う。生徒の状況等については、事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、当該生徒が卒業する年次までは保管する。 <p>(いじめを受けた生徒への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実が確認された場合、いじめを受けた生徒を最後まで守ること最優先に、その保護者を含めて支援する。 <p>(いじめに関与した生徒への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関与した生徒に対しては、その行為に応じて警察などとも連携して対応する。学校内で対応すべきと判断できる事例においては当該生徒に厳しい指導を行うとともに、当該生徒の生活環境や人間関係などその背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導する。 <p>(いじめが解消したことの確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないことを、3ヶ月を目安に本人及びその保護者に対し面談等により確認する。